

○新潟市ほたるの里交流館条例施行規則		平成18年1月31日規則第5号																					
改正																							
平成19年3月30日規則第61号																							
令和3年12月27日規則第65号																							
新潟市ほたるの里交流館条例施行規則																							
(趣旨)																							
第1条 この規則は、新潟市ほたるの里交流館条例(平成17年新潟市条例第153号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。																							
(利用の許可申請等)																							
第2条 条例第5条前段の規定により新潟市ほたるの里交流館(以下「交流館」という。)の研修室又は交流室(以下「研修室等」という。)の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。																							
2 前項に規定する利用許可申請書の受付開始日は、利用開始日の60日前からとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。																							
3 条例第5条後段の規定により研修室等の利用の変更の許可を受けようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。																							
(利用の許可の基準)																							
第3条 研修室等の利用の許可は、その利用許可申請書が受理された順序によってするものとする。この場合において、2以上の利用許可申請書が同時に提出されたときは、協議又は抽選によるものとする。																							
(利用許可書等の交付)																							
第4条 指定管理者は、研修室等の利用を許可する場合は、別記様式第3号による利用許可書を交付する。																							
2 指定管理者は、研修室等の利用の変更を許可する場合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付する。																							
(利用許可書の提示)																							
第5条 研修室等の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、研修室等を利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたものにあつては、利用変更許可書)を指定管理者に提示しなければならない。																							
(利用取止めの申出)																							
第6条 利用者は、研修室等の利用を取り止めようとする場合は、別記様式第5号による利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。																							
(使用料納付期日決定の申請等)																							
第7条 条例第9条ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第6号による使用料納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。																							
2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第7号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。																							
(使用料の免除)																							
第8条 条例第10条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。																							
		<table><tr><th colspan="2">特別の理由</th><th colspan="2">使用料を免除する額</th></tr><tr><td>1</td><td>市が主催し、又は共催する事業に利用する場合</td><td colspan="2">全額</td></tr><tr><td>2</td><td>国又は他の地方公共団体その他公共的団体等が林業振興のために利用する場合</td><td colspan="2">全額</td></tr><tr><td>3</td><td>市及び2の項に規定する団体以外の団体が林業振興のために利用する場合</td><td colspan="2">半額</td></tr><tr><td>4</td><td>その他特に市長が必要と認める場合</td><td colspan="2">その都度市長が定める額</td></tr></table>		特別の理由		使用料を免除する額		1	市が主催し、又は共催する事業に利用する場合	全額		2	国又は他の地方公共団体その他公共的団体等が林業振興のために利用する場合	全額		3	市及び2の項に規定する団体以外の団体が林業振興のために利用する場合	半額		4	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額	
特別の理由		使用料を免除する額																					
1	市が主催し、又は共催する事業に利用する場合	全額																					
2	国又は他の地方公共団体その他公共的団体等が林業振興のために利用する場合	全額																					
3	市及び2の項に規定する団体以外の団体が林業振興のために利用する場合	半額																					
4	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額																					
2 条例第10条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第8号による使用料免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。																							
3 指定管理者は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第9号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、第1項の表4の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。																							
(使用料の還付)																							
第9条 条例第11条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の表の定めるところにより行うものとする。																							
		<table><tr><th colspan="2">還付する場合</th><th colspan="2">還付する額</th></tr><tr><td>1</td><td>利用者がその責めに帰すことのできない理由によって研修室等を利用できなかった場合</td><td colspan="2">使用料の額に相当する額</td></tr></table>		還付する場合		還付する額		1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によって研修室等を利用できなかった場合	使用料の額に相当する額													
還付する場合		還付する額																					
1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によって研修室等を利用できなかった場合	使用料の額に相当する額																					

2	利用者がその研修室等の利用開始日の7日前までに利用の取 止めの申出をした場合	使用料の額に相当する額
3	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第11条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第10号による使用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第11号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第10条 利用者及び交流館に入場したものは、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 研修室等の利用を終了した場合
- (2) 交流館の施設、設備、資料、物品等を損傷し、又は亡失した場合
- (3) 交流館において災害その他事故が発生した場合

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第12号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第18条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(徴収委託)

第12条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人に研修室等の使用料の徴収事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第13条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第13号による使用料徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第14条 市長は、第12条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への掲載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第15条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第16条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日(その日が休館日(条例第3条に規定する休館日をいう。))又は日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日若しくは1月3日に当たる場合は、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認める場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第14条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第61号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月27日規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟市ほたるの里交流館利用許可申請書				
年 月 日				
(あて先)新潟市ほたるの里交流館指定管理者				
住所(団体にあつては所在地)				
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)				
電話番号				
下記のとおり申請します。				
利用目的及び内容				
利 用 区 分	利 用 期 間	使用料		
☐ 研修室(全室) ☐ 研修室(半室) ☐ 交流室1(全室) ☐ 交流室1(半室) ☐ 交流室2(全室) ☐ 交流室2(半室)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
		円		
		合計 円		
注1 太線の枠内だけ記入してください。				
2 該当する項目の□にレ印をつけてください。				
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処 理 欄	受付： 年 月 日	
			起案： 年 月 日	
決 裁			決裁： 年 月 日	
			許可： 年 月 日	
			許可番号： 第 号	

新潟市はたるの里交流館利用変更許可申請書			
年 月 日			
(あて先)新潟市はたるの里交流館指定管理者			
住所(団体にあつては所在地)			
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
下記のとおり変更したいので申請します。			
許可年月日・番号	年 月 日 第 号の の変更		
理 由			
変 更 事 項	☐ 利用目的及び内容 ☐ 利用区分 ☐ 利用期間		
利用目的及び内容			
利 用 区 分	利 用 期 間	使用料	
☐ 研修室(全室) ☐ 研修室(半室) ☐ 交流室1(全室) ☐ 交流室1(半室) ☐ 交流室2(全室) ☐ 交流室2(半室)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
区 分	変 更 前	変 更 後	差 引
使用料計	円	円	円
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。			
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処 理 欄	受付： 年 月 日
			起案： 年 月 日
			決裁： 年 月 日
			許可： 年 月 日
			許可番号： 第 号
決 裁			

新潟市はたるの里交流館利用許可書		
		第 年 月 日 号の
様		
新潟市はたるの里交流館指定管理者		印
下記のとおり利用を許可します。		
利用目的及び内容		
利 用 区 分	利 用 期 間	使用料
☐ 研修室(全室) ☐ 研修室(半室) ☐ 交流室1(全室) ☐ 交流室1(半室) ☐ 交流室2(全室) ☐ 交流室2(半室)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
合計		円
許可の条件		

新潟市はたるの里交流館利用変更許可書				第 年 月 日 号の
様				印
新潟市はたるの里交流館指定管理者				印
下記のとおり利用の変更を許可します。				
許可年月日・番号		年 月 日 第 号の の変更		
変更事項		☐ 利用目的及び内容 ☐ 利用区分 ☐ 利用期間		
変更後	利用目的及び内容			
	利用区分		利用期間	
	☐ 研修室(全室)		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	☐ 研修室(半室)			
	☐ 交流室1(全室)			
	☐ 交流室1(半室)			
☐ 交流室2(全室)				
☐ 交流室2(半室)		円		
区分		変更前	変更後	差引
使用料計		円	円	円
許可の条件				

新潟市ほたるの里交流館利用取止申出書

年 月 日

(あて先)新潟市ほたるの里交流館指定管理者

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり取り止めたいので申し出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 第 号の の取止め
理 由	
利用目的及び内容	
利 用 区 分	利 用 期 間
☐ 研修室(全室) ☐ 研修室(半室) ☐ 交流室1(全室) ☐ 交流室1(半室) ☐ 交流室2(全室) ☐ 交流室2(半室)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

注1 太線の内枠だけ記入してください。
2 該当する項目の□にレ印をつけてください。

上記のとおり受理してよろしいでしょうか。		処 理 欄	受付： 年 月 日
決 裁			起案： 年 月 日
			決裁： 年 月 日

新潟市はたるの里交流館使用料納付期日決定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市はたるの里交流館指定管理者

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり納付期日の決定を申請します。

利 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
納 付 希 望 日	年 月 日	金 額 円
金 額 の 内 訳		
納 付 期 日 の 決 定 を 必 要 と す る 理 由		

注1 太線の枠内だけ記入してください。
2 該当する項目の□にレ印をつけてください。

上記のとおり納付期日を決定してよろしい でしょうか。		処 理 欄	受付：	年 月 日
			起案：	年 月 日
決 裁			決裁：	年 月 日
			許可：	年 月 日
			納付期日：	年 月 日

新潟市はたるの里交流館使用料納付期日決定通知書				
第		年		号
		月		日
様				
新潟市はたるの里交流館指定管理者				印
下記のとおり納付期日を決定したので通知します。				
利 用 期 間	年	月	日から	年 月 日まで
納 付 期 日	年	月	日	金 額 円
金 額 の 内 訳				

新潟市はたるの里交流館使用料免除申請書									
年 月 日									
(あて先)新潟市はたるの里交流館指定管理者									
住所(団体にあつては所在地)									
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)									
電話番号									
下記のとおり使用料の免除を申請します。									
利 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで							
利 用 区 分		☐ 研修室() ☐ 交流室1・2()							
利用目的及び内容									
免 除 前 の 額		円		免除申請額		円			
免除を必要とする理由									
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。									
免除の理由 ☐ 規則第8条第1項の表1該当 ☐ その他()					免除額の算出				
上記のとおり使用料を免除してよろしいでしょうか。					処 理 欄	受付： 年 月 日			
						起案： 年 月 日			
						決裁： 年 月 日			
						許可： 年 月 日			
						許可番号： 第 号			
決 裁					免除額： 円				
					納付額： 円				

新潟市ほたるの里交流館使用料免除決定通知書			
		第	号の
		年	月 日
様			
新潟市ほたるの里交流館指定管理者		印	
下記のとおり使用料の免除を決定したので通知します。			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の内訳			
免 除 前 の 額	円	免 除 金 額	円
		納 付 額	円
免除の理由 ☐ 規則第8条第1項の表1該当 ☐ その他()		免除額の算出	

新潟市ほたるの里交流館使用料還付申請書									
年 月 日									
(あて先)新潟市長									
住所(団体にあつては所在地)									
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)									
電話番号									
下記のとおり使用料の還付を申請します。									
利 用 期 間		年 月 日から			年 月 日まで				
納 入 年 月 日		年 月 日		納 入 済 額		円			
還 付 申 請 額		円		還付申請額の内訳					
還付を受けようとする理由									
還 付 方 法		☐ 銀行窓口払い ☐ 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： ☐ 普通 ☐ 当座 口座番号：							
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。									
還付の理由及び額の算出									
上記のとおり使用料の還付をしてよろしいでしょうか。					処 理 欄	受付： 年 月 日			
						起案： 年 月 日			
決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係		決裁： 年 月 日			
						許可： 年 月 日			
						許可番号： 第 号			
						納入済額： 円			
						還付額： 円			

新潟市ほたるの里交流館使用料還付決定通知書			
		第 年	号の 月 日
様			
		新潟市長	印
下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
納 入 年 月 日	年 月 日	納 入 済 額	円
還 付 額	円	還付額の内訳	
還 付 の 理 由			
還 付 方 法	☐ 銀行窓口払い ☐ 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： ☐ 普通 ☐ 当座 口座番号：		

新潟市はたるの里交流館指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市はたるの里交流館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

第 号

新潟市はたるの里交流館使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市はたるの里交流館の使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長 印